

# 二人の副市長を置く

## 3月1日の総括質疑で議論が集中

3月1日の総括質疑で「副市長制」の導入について、議論が集中しました。私も取り上げました。木浦市長との論戦は、すれ違い状態でした。なぜすれ違いになるのか考えてみました。

### 以前の「副市長」とどう違うのか

宮越前市長の時代に、「助役」の名称を「副市長」に変えたことがありました。その時宮越前市長は、「市長権限を分任する。副市長の権限を強化する。」と言ったものです。しかし実態は、「部長」を「副市長」と読み替えた程度の権限しか与えていませんでした。

その「副市長」を否定し、廃止した木浦市長です。どんな対応をするのが試されているといえます。

### 呼称が変わっただけではない

私は、「助役から副市長へと名前が変わっただけではない。権限が大幅に強化されたのだ。」と主張したのですが、市

長は、「これまでも助役に権限を委譲してきた。法改正の先取りをしてきた。」というのです。ひとりの助役がそのまま副市長になった場合、よほど注意していないと「名前が変わっただけ」ということになりかねません。上越市の場合は、「二人の副市長を置く」というのですから、はつきり「変わった」という見本を示せると思うのです。

### 「事務委任」と権限委譲と

「なぜ、助役でなく、副市長なのか」が、大事な点です。地方自治法を改正して導入した「副市長制」についてその意図を的確につかむ必要があります。これまで助役や部長に「事務委任」していたと違って、今度は「長の権限を委任」す

るのです。端的には、これまですべて市長名で出し市長が最終責任を負っていたものが、今度は副市長が責任を持って処理できるということです。

ちなみに改正自治法は、次のように規定しています。（第六十七條の第二項と3項が追加されました）

第六十七條 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

2 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第二百五十三條第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。



モンシロチョウ 4日小滝にてこの寒さでどうしているやら

日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

## 市政レポート

2007年3月18日 138  
発行 杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832